

日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル 質問書に対する回答(令和7年5月15日)

| 番号 | 質問書類 | ページ番号・項目等 | 質問 | 回答 |
|----|------|---|---|--|
| 1 | 仕様書 | P.2 4.業務内容 (2)路線バスの利用状況及び乗継拠点等に係る現状調査 他 | 日田市地域公共交通計画策定以降の日田市地域公共交通会議の開催状況や会議資料・議事録について閲覧は可能ですか。提案内容を検討するにあたり現状の把握等の参考にしたいと考えております。 | 日田市地域公共交通確保維持協議会の開催状況や、会議資料及び議事録をホームページにて公開いたしましたのでご確認ください。 |
| 2 | 仕様書 | P.2 4.業務内容 (2)路線バスの利用状況及び乗継拠点等に係る現状調査 (3)再編・見直しの方向性の検討 | 路線バス、福祉バス、市内循環バス、乗合デマンドタクシー、お出かけ支援タクシー、上・中津江デマンドバスのバス停別の利用状況データ、便別の利用状況データ、利用者のODデータ、利用者の属性データなどのデータは市及び交通事業者から提供されますか。また、提供を想定されている場合、今回のプロポーザルに際して閲覧は可能ですか。 | 各モードの利用者数等のデータにつきましては、市を通じて提供することを考えています。しかしながら、バス停別の利用状況や、ODデータ、利用者の属性データにつきましては、現状提供できるデータは、年に1日の調査結果のみとなります。なお、今回の計画策定にあたり、新たに交通事業者の利用状況の調査を依頼する予定です。 これまでの利用状況データにつきましては、本プロポーザルの参加資格審査後に、提供いたします。 |
| 3 | 仕様書 | P.2 4.業務内容 (3)再編・見直しの方向性の検討 別紙1-2 | 本業務で利便増進事業を検討する対象は、民間路線バス、福祉バス、市内循環バスという認識で間違いありませんか。 | 仕様書2ページ4-(3)にありますとおり、別紙1-2「日田市地域公共交通利便増進実施計画イメージ図」を参考に、地域の利用実態に応じた適切かつ効果的で持続可能な公共交通網となるよう、結節点の設定等も含めてネットワークの再編案や利便増進の取組(利便増進事業)を検討してください。具体的には、民間路線バス、福祉バス、市内循環バス、乗合デマンドタクシー(お出かけ支援タクシー)、上・中津江デマンドバス等が対象となります。 |
| 4 | 審査要綱 | P.1 (5)④ | プロジェクターについて、貸与いただくことは叶いませんか。 | プロジェクターの用意はいたしません。プロジェクター用のスクリーンその他、大画面のモニターを用意しますので、モニターを使用してプレゼンテーションを行っていただいても構いません。 |
| 5 | 募集要領 | P.2 5.参加申込み・資格審査 (1)提出書類一覧表 3 | 履行実績表の契約書類(写)を提出する際に仕様書の添付は必要ないという認識でお間違いないでしょうか。また、テクリスの実績証明があれば、契約書の提出は不要という認識でお間違いないでしょうか。 | 仕様書の添付は必要ありません。また、履行実績を確認できる資料として、契約書の写しではなく、テクリスの登録内容確認書(業務実績)を提出いただいても構いません。 |
| 6 | 募集要領 | P.2 5.参加申込み・資格審査 (1)提出書類一覧表 4 | 国税、都道府県税、市長村民税の証明書類は原本ではなく写して問題ないでしょうか。 | 写してよいです。 |
| 7 | 募集要領 | P.3 7.提案書等の作成及び提出方法 (1)提出書類一覧表 | 提出書類一覧表 5 業務実施体制 配置予定技術者等の氏名、経歴、実績を提出する際に 担当者の資格証の添付は特に必要はないでしょうか。 | 必要ありません。 |
| 8 | 募集要領 | P.3 7.提案書等の作成及び提出方法 | 郵送(簡易書留)にて記載されておりますが、送付記録が分かるものであれば、レターパック、宅急便の提出でも問題ないでしょうか。 | 簡易書留での送付を推奨しますが、送付記録及び受取の記録が分かるのであれば他のサービスによる提出でも可とします。(レターパックライトは受取記録が無いため不可) |